

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償請求事件

原告 A 外2名

被告 恵庭市 外2名

## 訴訟告知書

2024(令和6)年2月9日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

告知人(原告)ら訴訟代理人

弁護士 船 山 暁 子

弁護士 中 島 哲

外5名

上記当事者間の頭書事件について、告知人は、下記の者に対し、訴訟告知をする。

記

〒061-1421 北海道恵庭市・・・・・・・・・・

被告知人 社会福祉法人  $\alpha$

上記代表者理事長  $\beta$

### 告知の理由

- 1 上記事件は、原告らが、被告らに対し、損害賠償請求をしているものであり、とりわけ、被告恵庭市との関係では、同市は、2017(平成29)年1月の時点では、X牧場における原告らの生活状況を把握していたのだから、この際に金銭管理の状況に関する調査を行ったうえ、どんなに遅くとも同年2月末日までに

はX牧場に対する指導を行うと共に、北海道に対する通知を行うべき義務を負っていたものであり、被告恵庭市が訴外亡牧場経営者X、被告牧場経営者Y及び被告牧場経営者Zによる虐待を隠蔽ないし必要な調査を行わず放置したとして、国家賠償法に基づき損害賠償を請求しているものである。

2 原告らの被告恵庭市に対する請求の趣旨は、次のとおりである。

- (1) 被告恵庭市は、原告Aに対し、893万3100円（ただし、512万1000円の限度で被告Y及び被告Zと連帯して）及びこれに対する2017（平成29）年2月28日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- (2) 被告恵庭市は、原告Bに対し、848万7600円（ただし、471万6000円の限度で被告Y及び被告Zと連帯して）及びこれに対する2017（平成29）年2月28日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- (3) 被告恵庭市は、原告Cに対し、945万6700円（ただし、559万7000円の限度で被告Y及び被告Zと連帯して）及びこれに対する2017（平成29）年2月28日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

3 上記事件における原告らの立証の軸は、被告知人が運営している「恵庭市障がい者総合相談支援センターe-ふらっと」に残されていた記録であるが、被告恵庭市は、上記事件の提訴そのものが「e-ふらっと職員の事実と異なる事情を記録した資料に基づき提訴されたものである。」としており（被告恵庭市答弁書7頁）、仮に被告恵庭市の主張どおりの認定がなされれば、被告知人は被告恵庭市から不法行為に基づく損害賠償請求や、業務委託契約上の債務不履行（不完全履行ないし付随義務違反）や信頼関係の破壊を理由とした業務委託契約の解約及び損害賠償請求の対象となりかねないこととなる。

4 なお、これに対し、被告恵庭市はその訴訟告知書において、「仮に、本件訴訟で被告恵庭市が敗訴したならば、e-ふらっとが真実と異なる内部記録を作成し、それが証拠とされたためであり、被告恵庭市はe-ふらっとに対し、不法行為または恵庭市障がい者相談支援事業委託業務契約の債務不履行とし損害賠償を行う

予定である。」とする（被告恵庭市訴訟告知書5頁下部）。

しかし、本件訴訟で被告恵庭市が敗訴する場合、通常は、e-ふらっと作成の内部記録に記載された事項の大半が事実（真実）であると裁判所において認定されたうえでの判決となると考えられる。

したがって、被告恵庭市が主張するように、仮に被告恵庭市が敗訴した場合、e-ふらっとが真実と異なる内部記録を作成し証拠とされたためであるとして、被告恵庭市に対する被告知人の不法行為等の責任が成立する可能性は極めて低い。

むしろ、原告らが敗訴する場合こそ、「e-ふらっとが真実と異なる内部記録を作成した」との認定がなされる可能性が一定程度存在するのであり、被告知人には、原告の側に訴訟参加し、e-ふらっと作成の内部記録の真実性立証に協力する利益が存在する。

- 5 したがって、告知人は、被告知人に対し、民事訴訟法53条に基づき、訴訟告知をする次第である。

## 訴訟の程度

上記訴訟は、札幌地方裁判所民事第1部合議係において、第2回口頭弁論期日が令和6年1月30日に実施され、第3回口頭弁論期日が同年3月12日（火）午後4時00分に指定されている。

以上

### 添付書類

- |   |         |    |
|---|---------|----|
| 1 | 資格証明書   | 1通 |
| 2 | 訴訟告知書副本 | 4通 |